

諮問 第586号

環企発第2301175号

令和5年1月17日

中央環境審議会会長

高村 ゆかり 殿

環境大臣臨時代理

国 務 大 臣

野 村 哲 郎

(公印省略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）」の第二種特定化学物質への指定等について（諮問）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(以下「法」という。)第2条第3項に基づく「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）」の第二種特定化学物質への指定等について、法第56条第1項第1号の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

本法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うこととしている。

今般、標記化学物質のリスク評価において、当該化学物質から自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（ノニルフェノール）が継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあり、また、相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留していることにより生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められた。

については、標記化学物質による環境の汚染を防止するため、法第2条第3項、第35条第1項又は第36条第1項に基づき政令の改正の立案をしようとするときとして、法第56条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

中環審第1255号  
令和5年1月18日

中央環境審議会 環境保健部会  
部会長 大塚 直 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
(公印省略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく「ポリ（オキシエチレン）  
＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）」の第  
二種特定化学物質への指定について（付議）

令和5年1月17日付け諮問第586号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた  
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会  
に付議する。